

答 申 第 98 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和 7 年 5 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

県の機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 6 年 1 月 12 日付けで個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき行った、警察本部への相談に係る保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、三重県公安委員会（以下「県の機関」という。）が令和 6 年 1 月 24 日付けで行った保有個人情報の開示をする旨の部分開示決定について（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張

審査請求書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

私が〇〇警察署に〇〇〇〇を相談している件について、私の自宅に〇〇警察署の生活安全課職員が来訪し、私が現場で指をさして撮影した写真が開示されていないのはおかしい。また、〇〇〇〇に関しても撮影した写真がないのはおかしい。

捜査案件であるため開示できないというが、私が写った現場写真は私の個人情報であり、被害者で当事者である私の個人情報なので開示しないのはおかしい。

〇〇警察署で開示請求の手続きを行った際、許可なく身分証明書をコピーし、私の個人情報を不正取得された。さらに、開示請求書の内容や書き方を誘導され、書き直しをさせられ、情報公開の妨害を受けるなど不適切な対応があり、障がい者に対する合理的配慮義務の違反もあった。

〇〇警察署の警察官は捜査や確認が不十分であるうえに、私の自宅に時間関係なく何度も架電し非常識である。加えて、〇〇〇〇で保有個人情報開示請求を行い〇〇〇〇を交付されたが、文書の変造疑いがあったことを〇〇警察署に伝えたのに捜査をしなかったことは刑法に違反している。

4 県の機関の説明要旨

県の機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）第 53 条の 2 第 2 項では、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定は、適用しないと定めている。

審査請求人方で撮影した〇〇〇〇に関する写真は、〇〇〇〇事件又は〇〇〇〇事件の捜査に際して作成する写真撮影報告書等に添付するものであること、また、公訴時効が完成している事件の事件記録であっても、典型的に秘密性が高く、一般に開示することを相当としないという点などにおいて、公訴時効完成前と公訴時効完成後で異なることはなく、刑訴法第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、法第 5 章第 4 節の規定の適用が除外される場合にあたると判断し、開示請求の対象外として本

決定を行っている。なお、適用が除外されることは開示請求手続きの際に審査請求人に対して繰り返し説明を行っている。

なお、審査請求人の個人情報の不正取得については、審査請求人より承諾を得て身分証明書の提出を受けており、不正に取得した事実は認められない。

また、障がい者に対する合理的配慮とは、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは障がい者の権利利益を侵害することとならないよう合理的な配慮の提供を行うところであるが、審査請求人から具体的な障がいの内容及び障壁の除去に関する意思表示があった事実はなく、義務違反とするような事実は認められない。

なお、その他の主張については、本決定及び本件審査請求と何ら関係ない主張である。

5 審査会の判断

審査請求人はさまざまな主張をするが、審査会の判断の対象となるのは県の機関が適用除外と判断した保有個人情報についてのみとなる。県の機関は本決定を妥当としていることから、当審査会では、適用除外の該当性を検討し、法を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(1) 法第 124 条第 1 項について

法第 124 条第 1 項では、法第 5 章第 4 節で規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しないと定めている。

(2) 法第 124 条第 1 項の該当性について

審査請求人が開示を求めているのは、〇〇警察署に相談している〇〇〇〇に関するトラブルにおいて、審査請求人が現場で指をさした状態で撮影された写真であり、捜査案件であるため自分の保有個人情報であるのに開示されないのはおかしいと主張している。

それに対し県の機関は、撮影した写真は〇〇〇〇事件又は〇〇〇〇事件の捜査のためのものであって、刑訴法第 53 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」に該当することから、法第 124 条第 1 項に基づき、法第 5 章第 4 節に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の適用が除外されるため、本開示請求の対象外として開示していないと主張している。

刑訴法第 53 条の 2 第 2 項では、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定は適用しない」と規定されており、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類であると解される。

撮影された写真については、審査請求人も捜査のために撮影されたものであることは認めているところであり、被疑事件に関して取得された書類にあたるものであり、「訴訟に関する書類」に該当する。

よって、法第 124 条第 1 項に基づき、法第 5 章第 4 節の適用が除外されることから本開示請求の対象外とした県の機関の判断は妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張等について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも開示を求める理由はなく当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

よって、「 1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 6 . 1 3	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 8 . 2 2	・ 県の機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 1 2 . 2 5	・ 書面審理 ・ 審議 (令和6年度第9回第2部会)
R 7 . 2 . 1 9	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議 (令和6年度第11回第2部会)
R 7 . 3 . 2 4	・ 審議 ・ 県の機関の補足説明 (令和6年度第12回第2部会)
R 7 . 4 . 2 4	・ 審議 (令和7年度第1回第2部会)
R 7 . 5 . 2 8	・ 審議 ・ 答申 (令和7年度第2回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。